# 拓く会通信

時代を拓く税理士の会は税理士の資格取得の経緯や専業や兼業にとらわれず
税理士業界に貢献する目的で設立された団体です。

時代を拓く税理士の会　No. 33号
発行日　平成27年6月30日
発行者　会　　長　大石　雅也
編集者　広報部長　渡邉　　晃
事務局　042-477-2633　042-477-2632
東京都東久留米市本町1-5-18
豊田直史税理士事務所

## 平成26年度事業概要報告
### ～次の時代へ向けて～

時代を拓く税理士の会
会長　大　石　雅　也

時代を拓く税理士の会（拓く会）は、節目となる第10回定期総会を昨年９月27日に開催し、この10年間ご尽力頂いた諸先生方に心より感謝申し上げたところでございます。

今年度においても拓く会執行部は、各部会を始めとして事業計画に基づき活動しておりますが、以下、主要な会務について概要を御報告申し上げます。

**【重点施策１】**

昨年11月２日に告示された東京税理士会役員選挙において、拓く会は、会長に神津信一、副会長に西村　新、中村一三、名倉明彦、菅納敏恭（以上は現職）、新副会長に脇坂雄一（現常務理事）各候補について、拓く会の推薦基準である本人基準・政策基準を十二分に兼ね備えていると判断した上で推薦致しました。東京税理士会が一枚岩となった結果、会長及び副会長の全員６名は無投票当選となりました。関係の皆様方には、心より厚く御礼を申し上げます。

東京税理士会は、平成27年６月15日第59回総会を開催し、改正税理士法に基づく諸規則の改正等が決議され、３期目となる神津会長の新執行部がスタート致しました。更なる活躍を期待しております。

**【重点施策２】**

来る７月22日の日本税理士会連合会会長選考会に向け拓く会の総意として神津信一東京税理士会会長を推薦致しました。東京税理士会では平成27年２月、支部長会・理事会合同会議において神津会長を日税連会長候補者に各々承認・決議を経て、正式に決定されました。総体的見地に立って、我々拓く会は勿論、税理士業界全体で広く支援するため、是非とも関係各位の熱きご協力を心よりお願い申し上げます。

**【その他の重点施策】**

次の時代へ向けて、10年の歴史を刻んだ会則について改正の検討審議、会員の資質向上に資する研修会、会員同士の親睦をはかる厚生事業等多岐にわたり活動を展開して参ります。会員皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

**第 11 回定期総会　於 東京税理士会館**
**平成 27 年９月 26 日（土）13：00 ～**
**※総会前に研修会を企画開催いたします**

## 日税連会長立候補の所信表明（要約版）

# 全国の税理士会と連携して「税理士制度を更に発展させます!!」

東京税理士会会長　神 津 信 一

池田会長の路線を踏襲して、十五単位会と連携を密にし、日税連会務の充実した運営を行う。財務省等との協力関係を深めると共に、税理士政治連盟等と一体となった会務運営を推進する。会務のＩＣＴ化を推進しつつ、研修義務化により更なる会員の資質向上を図り納税者の信頼に応える。

社会保障・税番号制度は国民に重大な影響があるので慎重な対応と検討を行い、改善点等について積極的な提言等に努める。独立した公正な立場において納税義務の適正な実現を図る見地から、改正税理士法を定着させて次なる改正を議論し、更なる制度の発展を目指す。また、優秀な次世代が参加する魅力ある資格制度の構築に向けて取り組む。更には、「税理士制度そのものが日本の無形資産である」という中里実東大大学院教授の評価に応えるべく税理士制度の維持発展に全力を尽くす。

租税教育は、会則の絶対的記載事項となり重要性が更に高まったことから、今後とも一層推進する。併せて、成年後見制度の担い手として税理士の職能を通じ、社会的貢献に寄与できるよう取り組む。

申告納税制度の理念に沿って、無償独占・強制入会制度を堅持すると共に、災害対策等の危機管理構築に努める。日税政と連携し独立した公正な立場で税制改正要望を建議し、全国の税理士の力を結集させる日税連とする。

（平成27年５月）

# 拓く会研修会

企画部長　**奥　澤　　誠**（浅草支部）

平素より企画部の研修会に対しまして、ご協力、ご参加、誠にありがとうございます。

平成27年はまず２月12日に新春研修会として、元国税局個人課税部門において様々なご経験をされ、青山学院大学の客員教授等も歴任し、また国税速報において毎年「確定申告の留意点」の執筆をされている　**税理士桜友会　佐藤和助税理士（新宿支部）**をお招きして、確定申告に関する⑴東京国税局報道発表資料（平成26年10月）をもとにした所得税・消費税の当局の調査重点項目等（具体例として富裕層、海外取引、インターネット取引、金地金等取引、申告漏れ所得高額業種など）の解説、そして⑵平成26年分確定申告の主要な留意点、（具体的には、①平成26年分適用法令・通達の主な改正事項等、②受取保険金・損害賠償金等の課税・非課税の接点、③不動産の無償貸付や贈与、低額譲渡等における取引当事者の課税関係等、④「弁護士会役員の懇親会費用」判決と事業所得の必要経費算入の実務上の問題等、⑤株式等の譲渡等、配当等に係る所得の課税関係等の再確認、⑥平均課税の適用範囲等）の解説、⑶平成27年度税制改正大綱における主要ポイント（所得税関係）を御説明いただきました。専門的なご経験が講義の源となり他の研修では聞くことのできない内容で、来場者から絶賛の声を聞くことが出来ました。

また６月１日は、［いよいよ対応間近！番号制度の具体的実務はどうするの？］と題しましてマイナンバーに関する研修をいたしました。この番号制度、27年10月に全国民に対し番号が通知されることになりますが、実際どのように実務を行っていくのか？という観点で、日税連ガイドブックの執筆者である　**日本税理士会連合会規制改革対策特別委員会委員 青木丈税理士（神田支部）**にご説明をいただきました。ガイドブック策定に関わった青木氏による説明は、具体的対応を交え実務ポイントが分かりやすい内容でした。

両研修とも会場は満員で、企画側としても喜ばしく思っております。拓く会としては今後も会員の皆様の実務にお役立て出来るような内容で研修を行いたいと思います。今後ともご協力を宜しくお願い致します。

**第20回**

# ゴルフコンペ開催しました！

厚生部長　**南　　耕　一**（杉並支部）

第20回拓く会ゴルフコンペを平成27年５月20日に、飯能グリーンカントリークラブで開催しました。

このゴルフコンペは、拓く会の会則第３条に規定されている、事業目的を達成する為に、会員相互の交流、親睦を図る事を目的に、１事業年度中に２回開催しております。

当日は、神津東京会会長、西村副会長、波多野顧問、ゴルフ部会長平山顧問をはじめ全27名の方々に参加して頂き、賑やかな会となりました。アウト・インに分かれ、午前８時35分１組目がスタートして行きました。

天候にも恵まれ、全員無事にホールアウト。プレー終了後に、成績発表を兼ねましたパーティーを行いました。

神津東京会会長のご挨拶を頂き、波多野顧問の乾杯と続き、いよいよ成績発表となりました。優勝とブービーは、杉並支部の独占？となりました。今回も参加会員の皆様のご協力で、親睦と交流を図る事が出来ました。

是非、新年度に入ってからの第21回ゴルフコンペも、また多くの会員（会員以外の方もお誘い下さい）のご参加をお待ちしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 優　勝 | **吉田嘉博** | 会員（杉並支部） | NET 73.6 |
| 準優勝 | **高橋省二** | 会員（武蔵府中支部） | NET 73.6 |
| 第３位 | **鈴木　順** | 会員（東村山支部） | NET 74 |
| 第４位 | **神津信一** | 会員（四谷支部） | NET 74.2 |
| 第５位 | **西村　新** | 会員（江戸川南支部） | NET 75.2 |
| ベスグロ | **鈴木　順** | 会員（東村山支部） | グロス 80 |

以上の入賞者と受賞者でございました。

日税連活動報告

# マイナンバー時代の税理士事務所

東京税理士会 常務理事
規制改革・納税環境整備等対策室
室長　宮　本　雄　司

平成27年10月からのマイナンバー通知、平成28年１月からのマイナンバー利用開始まで４ヶ月を切った。税の分野では、税務署等に提出する申告書、申請書、法定調書等の税務関係書類にマイナンバーの記載が義務付けられる。

マイナンバーの取扱いは番号法及びガイドライン等により厳格に定められており、今まで以上に情報の安全管理措置が重要となる。罰則も個人情報保護法等に比し強化されている。正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供したときは「4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科」が科される。仮に従業者が不正をした場合は事業主に監督責任が問われるため、従業者への教育・監督が重要となる。

税理士は、一事業者として従業員等のマイナンバーを、さらには委嘱を受け、顧問先に関するマイナンバーを取り扱う。顧問先への指導も税理士の重要な役割である。そのためには、マイナンバー制度及び特定個人情報の適正な取扱いについて熟知していなければならない。

マイナンバーに関するウェブサイト、内閣官房（http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/）、特定個人情報保護委員会（http://www.ppc.go.jp/）、政府広報オンライン（http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/）、国税庁（http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/）が参考となる。顧問先への周知に利用できる資料も掲載されている。最新情報を確認して戴きたい。

税理士業務に関しては、日税連策定の「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」を活用して戴きたい。Ⅰ章ではマイナンバー制度の概要及びマイナンバーの利用開始までに行うべき準備作業、Ⅱ章ではマイナンバーの取得から廃棄までの事務作業フローに沿った具体的取扱い及び留意事項、Ⅲ章では顧問先への指導について記述し、Ⅳ章には資料として、基本方針、取扱規程、事務所管理体制チェックリスト、業務契約書等のひな型やサンプルも掲載した。

また、このガイドブックの概略を説明したカラーレジュメ「マイナンバー制度の概要／税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック入門」を国税庁と共同で作成した。

これらは、日税連のＨＰでダウンロードできる。この他にも、当該ＨＰには、リーフレットや研修コンテンツ等が掲載されている。

これらを実務に役立てて戴きたい。

日税連会報「税理士界」の第1327号（平成27年４月15日号）に「マイナンバー制度と税理士」というテーマで神津信一会長が寄稿している。その末尾に「マイナンバーの帰趨は、税理士が握っている。」という一文がある。全ての税理士に是非、認識して戴きたい。